

規 則

埼玉県教育委員会の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

埼玉県教育委員会規則第八号

埼玉県教育委員会の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則を廃止する規則

埼玉県教育委員会の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則（昭和五十四年埼玉県教育委員会規則第十八号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。
（埼玉県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則の一部改正）
- 2 埼玉県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則（昭和六十一年埼玉県教育委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。
第二条第一項第二十一号中「公益信託」の下に「（旧公益信託に限る。）」を加える。

（埼玉県教育委員会の所管する条例等の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存における情報通信の技術の利用に関する規則の廃止）

- 3 埼玉県教育委員会の所管する条例等の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存における情報通信の技術の利用に関する規則（平成十八年埼玉県教育委員会規則第十八号）は、廃止する。

（埼玉県教育委員会の所管する条例等の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存における情報通信の技術の利用に関する規則の廃止に伴う経過措置）

- 4 前項の規定による廃止前の埼玉県教育委員会の所管する条例等の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存における情報通信の技術の利用に関する規則の規定は、移行期間（公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）附則第二条第二項又は第四条第二項に規定する移行期間をいう。）においては、なおその効力を有する。